

## 松伏町国民健康保険加入者(40歳～74歳)の方へ

平成21年度中に町の特定健診を受けていない方で、勤務先等で健康診断を受けた方は検査結果を住民ほけん課窓口にお持ちください。また、郵送をご希望の方は上記にご連絡ください。

※特定健康診査・特定保健指導では、受診率等について目標値が定められています。勤務先等での健康診断（事業主健診）を受けた方は、その検査結果等を松伏町国民健康保険に提出することにより、受診したとみなすことができます。

平成24年度における目標値	
特定健診受診率	目標 65%
特定保健指導実施率	目標 45%
メタボリックシンドロームの該当者・予備群 減少率	目標 10%（平成20年度比）

※健診を受ける人が少ないと、今後、後期高齢者医療制度への支援金が加算される可能性があります。

## 国民健康保険からのお知らせ ～こんなときは14日以内に届出を～

国民健康保険に加入するときや、やめるときには、14日以内に町に届出が必要となります。

国保に加入する場合
・ 職場の健康保険などをやめたとき。
・ 他の市町村から転入したとき。
・ 子どもが生まれたとき。
・ 生活保護を受けなくなったとき。

国保をやめる場合
・ 職場の健康保険などに加入したとき。
・ 他の市町村に転出するとき。
・ 国保の被保険者が死亡したとき。
・ 生活保護を受けたとき。

これらの届出をする場合は、上記の事実を証明する書類と届出にいられた方の免許証、パスポートなどの本人確認書類が必要となります。また、同一の世帯以外の方が届出をする場合は、当該世帯主の委任状を持参してください。

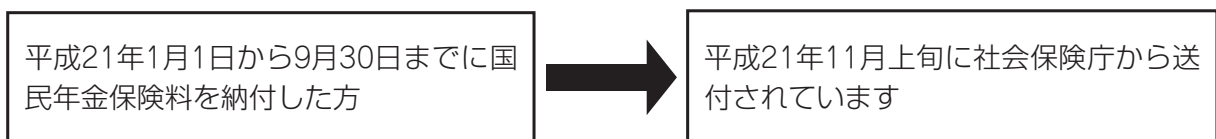
問合せ／控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117  
春日部年金事務所 ☎048-737-7510

## 国民年金保険料の所得控除について

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除を受けるには、保険料を納めたときに交付される領収書や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は社会保険庁又は日本年金機構から送付されます。

### ○ 送付時期



（すでに控除証明書が発送された方で、その後納付された分については領収書をお使いください。）

